

# あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

## 目 次

### 条 例

- 秋田市部設置条例の一部を改正する条例（第45号）…………… 2
- 秋田市職員定数条例の一部を改正する条例（第46号）…………… 2
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（第47号）…………… 3
- 秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（第48号）…………… 3
- 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例（第49号）…………… 4
- 秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例（第50号）…………… 5
- 秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例（第51号）…………… 5

### 規 則

- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則（第36号）…………… 5
- 秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第37号）…………… 6
- 秋田市市民サービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則（第38号）…………… 6
- 秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則（第39号）…………… 6

### 選 管 訓 令

- 秋田市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令（第1号）…………… 7

### 告 示

- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第281号）…………… 7
- 住民票の職権消除について（第282号）…………… 7
- 平成22年11月秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について（第283号）…………… 7
- 平成20年度および平成22年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第284号）…………… 9
- 放置自転車等の撤去および保管について（第285号）…………… 9
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第286号）…………… 9
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第287号）…………… 9
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第288号）…………… 9
- 過誤納金の還付・充当通知書の公示送達について（第289号）…………… 9

- …………… 9
- 市道路線の区域変更について（第290号）……………10
- 市道路線の供用開始について（第291号）……………10
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第292号）……………10
- 介護保険料督促状の公示送達について（第293号）……………10
- 後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第294号）……………10
- 秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者の指定について（第295号）……………11
- 秋田市職業訓練センターの指定管理者の指定について（第296号）……………11
- 秋田市中高齢者労働者福祉センターおよび秋田市勤労者体育センターの指定管理者の指定について（第297号）……………11
- 平成22年12月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第298号）……………11
- 平成22年12月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第299号）……………31
- 住民票の職権消除について（第300号）……………39
- 秋田市障害福祉サービスセンターの指定管理者の指定について（第301号）……………39
- 秋田市八橋老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第302号）……………39
- 秋田市旭南老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第303号）……………39
- 秋田市川口老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第304号）……………39
- 秋田市外旭川老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第305号）……………39
- 秋田市河辺老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第306号）……………40
- 秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者の指定について（第307号）……………40
- 放置自転車等の撤去および保管について（第308号）……………40
- 市道路線の認定について（第309号）……………40
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第310号）……………40
- 市税督促状の公示送達について（第311号）……………41
- 地縁による団体の認可について（第312号）……………41
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第313号）……………41
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第314号）……………42
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更について（第315号）……………42
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第316号）……………42

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第17号）……………42

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第38号）……………42
- 投票区の変更について（第39号）……………43
- 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙活動の公営に関する規程の一部を改正する規程（第40号）……………43
- 公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程（第41号）……………43
- 秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名について（第42号）……………43

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第14号）……………43

上下水道局告示

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第88号）……………44

公 告

- 入札参加希望者の公募について……………44
- 差押財産の公売について……………45
- 差押財産の公売について……………45
- 農用地利用集積計画の策定について……………46
- 差押財産の公売について……………46
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について……………46
- 公募型プロポーザルの実施について……………46
- 開発工事に関する工事の完了について……………47

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について……………47
- 入札参加希望者の公募について……………48
- 入札参加希望者の公募について……………49
- 入札参加希望者の公募について……………50

条 例

秋田市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第45号

秋田市部設置条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市部設置条例（昭和56年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条総務部の項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 契約に関すること。
- (6) 財産管理に関すること。

第1条企画調整部の項を次のように改める。

企画財政部

- (1) 総合企画および調整に関すること。

- (2) 国際交流に関すること。
- (3) 予算その他の財務に関すること。
- (4) 電子計算処理に関すること。
- (5) 調査統計に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 広聴に関すること。
- (8) 税に関すること。

第1条財政部の項を削り、同条市民生活部の項第1号中「環境衛生および交通安全」を「および環境衛生」に改め、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 地域振興に関すること。
- (3) 市民協働に関すること。

第1条市民生活部の項に次の1号を加える。

- (6) 支所、市民サービスセンターおよび市民センターに関すること。

第1条地域振興部の項を削り、同条福祉保健部の項の次に次のように加える。

子ども未来部

- (1) 子どもの育成および子育て支援に関すること。

第2条 秋田市部設置条例の一部を次のように改正する。

第1条市民生活部の項第6号中「支所、」および「および市民センター」を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年5月16日から施行する。

秋田市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第46号

秋田市職員定数条例の一部を改正する条例

秋田市職員定数条例（昭和24年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(職員の定義)」を付し、同条中「で職員」を「において「職員」」に改め、「の補助機関」を削り、「市議会」を「議会」に、「その他」を「その他の」に、「の職員」を「の事務部局等に常時勤務する一般職に属する職員（臨時的任用職員を除く。）」に改め、同条ただし書を削る。

第2条および第3条を次のように改める。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 市長の事務部局の職員
  - ア 一般の職員 1,629人
  - イ 秋田公立美術工芸短期大学の職員 47人
  - ウ 市立秋田総合病院の職員 473人
- (2) 上下水道局の職員 218人
- (3) 公平委員会の職員 3人
- (4) 議会の事務局の職員 20人
- (5) 選挙管理委員会の事務局の職員 7人
- (6) 監査委員の事務局の職員 9人
- (7) 農業委員会の事務局の職員 14人
- (8) 教育委員会の事務局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 461人
- (9) 消防職員 400人

(定数外の職員)

第3条 休職者、派遣職員および育児休業（当該育児休業を請求した職員の業務を処理するため、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めた採用が行われている場合に限る。）をしている職員は、前条に規定する職員の定数外とする。

2 前項の休職者が復職を命ぜられた場合において、定数に欠員がなかったときは、欠員を生じるまでの間、当該休職者を定数外とすることができる。

第4条に見出しとして「(職名および定数の配分)」を付し、同条中「の職員」を「に掲げる職員」に、「任命権者」を「、それぞれ任命権者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第2条に掲げる職員の定数の当該事務部局等における配分は、それぞれ任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「には」の次に「、規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「100分の70を支給する」を「100分の100以内を支給する」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に改め、「当該」を削る。

第8条の見出し中「の種類」を削り、同条中「である派遣職員には」の次に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き派遣されている職員（規則で定める職員を除く。）に係る施行日における改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、施行日の前日における改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

(1) 施行日から平成23年12月31日まで 100分の100

(2) 平成24年1月1日から同年12月31日まで 100分の70

(3) 平成25年1月1日から同年12月31日まで 100分の40

3 施行日から平成23年3月31日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（規則で定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、これらの日において旧条例第4条第1項の規定を適用したとした場合における同項の規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

(1) 施行日から平成23年12月31日まで 100分の100

(2) 平成24年1月1日から同年12月31日まで 100分の70

(3) 平成25年1月1日から同年12月31日まで 100分の40

秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第48号

秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に旅行命令もしくは旅行依頼を変更（取消しを含む。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で市長が別に定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が別に定める金額を旅費として支給することができる。

第23条第2項中「前項」を「前2項」に、「市長」を「、市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市職員等の旅費に関する条例（第3条4項を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後に出発する旅行および施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分および施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第49号

秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例  
秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	土崎港地区、將軍野地区、寺内地区、外旭川地区、飯島地区、港北地区、下新城地区、上新城地区および金足地区
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	河辺地区
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	雄和地区

第4条の表に次のように加える。

秋田市北部市民サービスセンター	(1) 地域文化ホール (2) 体育館 (3) 和室 (4) 洋室 (5) 音楽室 (6) 調理室 (7) 陶芸工作室 (8) 子育て交流ひろば
秋田市河辺市民サービスセンター	(1) 地域文化ホール (2) 和室 (3) 洋室 (4) 子育て交流ひろば
秋田市雄和市民サービスセンター	(1) 地域文化ホール (2) 和室 (3) 洋室 (4) 調理室 (5) 子育て交流ひろば

別表多目的ホールの項の次に次のように加える。

地域文化ホール	営利を目的としない場合		無料
	営利を目的とする場合	使用面積250平方メートル未満のもの1時間につき	1,500円
		使用面積250平方メートル以上のもの1時間につき	4,000円

体育館	入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用する とき。	無料
		市民以外の者も参加する体育に関する大会、講習会等を使用するとき。	1時間につき 515円
	入場料を徴収する場合	その他の催しに使用するとき。	1,030円
		体育に使用する とき。	869円
営利を目的とする場合	その他の催しに使用するとき。	3,042円	
		10,866円	

別表和室および洋室の項を次のように改める。

和室および洋室	営利を目的としない場合		無料
	営利を目的とする場合	使用面積50平方メートル未満のもの1室1時間につき	200円
		使用面積50平方メートル以上100平方メートル未満のもの1室1時間につき	400円
		使用面積100平方メートル以上のもの1室1時間につき	800円

別表中備考の4を備考の7とし、備考の3を備考の6とし、備考の2を備考の5とし、備考の1の次に次のように加える。

2 地域文化ホールにおいて移動観覧席を使用する場合は1時間につき100円（地域文化ホールの使用面積が250平方メートル以上であるときは、200円）を、舞台照明器具を使用する場合は1時間につき100円を、暖房設備を使用する場合は1時間につき250円を加算する。

3 体育館において照明器具を使用する場合は全点灯の5分の1点灯1時間につき103円を、音響設備を使用する場合は一式1時間につき257円を、暖房設備を使用する場合は1時間につき2,000円（体育館の使用面積が1,000平方メートル以上であるときは、4,000円）を加算する。

4 物品の販売等の目的で、館内ホール等を使用する場合は1日6平方メートルにつき410円を、附属土地を使用する場合は1日3平方メートルにつき200円を、体育館内および附属土地において立ち売りをする場合は1人1日につき200円を徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年5月16日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

（秋田市支所設置条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 秋田市支所設置条例（昭和29年秋田市条例第28号）

(2) 秋田市市民センター設置条例（平成16年秋田市条例第73号）



- (3) 秋田市地域活動センター条例（平成18年秋田市条例第63号）（準備行為）
- 3 改正後の秋田市市民サービスセンター条例に規定する秋田市北部市民サービスセンター、秋田市河辺市民サービスセンターおよび秋田市雄和市民サービスセンターの施設の使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。（秋田市公告式条例の一部改正）
- 4 秋田市公告式条例（昭和25年秋田市条例第26号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「、支所」および「、市民センター」を削る。（秋田市公民館設置条例の一部改正）
- 5 秋田市公民館設置条例（昭和29年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表秋田市土崎公民館の項、秋田市河辺公民館の項および秋田市雄和公民館の項を削る。（秋田市スポーツ施設条例の一部改正）
- 6 秋田市スポーツ施設条例（平成16年秋田市条例第117号）の一部を次のように改正する。  
第4条第1項第2号中「秋田市立土崎体育館、」を削る。  
別表第1 秋田市立土崎体育館の項を削る。  
別表第3中「秋田市立土崎・茨島・河辺・雄和・雄和南体育館使用料」を「秋田市立茨島・河辺・雄和・雄和南体育館使用料」に改める。

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第50号**

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例

秋田市保育所設置条例（昭和27年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市川尻保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第51号**

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和32年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区 分	報 酬 額 (年額)	費用弁償額 (1回につき)
団長	112,300円	3,000円
副団長	81,900円	
分団長	50,500円	
副分団長	39,500円	
部長	31,800円	
班長	25,800円	

団員	基本団員	20,400円
機能別 団員	災害の防ぎよ および救助活 動に従事する 者	6,800円
	その他の者	3,400円

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**規 則**

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市規則第36号**

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「の特例」を削り、同条第1項を次のように改める。

一般の派遣職員（条例第4条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当および宿日直手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料および扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在在外館の名称及び位置並びに在在外館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当および勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当および配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。

第3条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあっては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。
- 3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第4条第1項の規定により標準号俸数（同条第2項に規定する規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号俸数をいう。）を昇給するものとする。
- 第3条に次の1項を加える。
- 8 第1項、第6項および前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があるてはならないものとする。

## 附 則

## （施行期日）

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。  
（改正条例附則第2項の規則で定める職員）
- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年秋田市条例第47号。以下「改正条例」という。）附則第2項の規則で定める職員は、改正条例の施行の日以後に市長が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員とする。  
（改正条例附則第3項の規則で定める職員）
- 3 改正条例附則第3項の規則で定める職員は、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日以後に市長が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員とする。  
（給与の額の計算）
- 4 前2項のいずれかに該当した職員の給与は、市長が適当と認める日を当該職員の派遣の日とみなして改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第3条第1項から第5項までの規定を適用して得た額とする。

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第37号

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条の2から第6条までを削る。

第4条の前の見出しを削り、同条を第6条とし、同条に見出しとして「(日額旅費)」を付する。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（旅行命令の変更等の場合における旅費）

第3条 条例第3条第4項の規定により支給する旅費の額は、次に掲げる額による。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃もしくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の手續をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例の規定により支給を受けることができ

た鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額（旅費喪失の場合における旅費）

第4条 条例第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、次に掲げる額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で、当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に掲げる額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額別表第2中「第4条関係」を「第6条関係」に改める。

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

秋田市民サービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第38号

秋田市民サービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市民サービスセンター条例施行規則（平成20年秋田市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「多目的ホール」の次に「、地域文化ホール、体育館」を、「までの日」の次に「(秋田市河辺市民サービスセンターおよび秋田市雄和市民サービスセンターの子育て交流ひろばにあっては、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）および12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。))」を加える。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年5月16日から施行する。  
（秋田市地域活動センター条例施行規則の廃止）
- 2 秋田市地域活動センター条例施行規則（平成18年秋田市規則第66号）は、廃止する。

秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第39号

秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市消防団の組織等に関する規則（昭和29年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 団員は、基本団員および機能別団員とする。
- 3 基本団員は、機能別団員以外の団員とする。

4 機能別団員は、市長が定める特定の消防事務に従事する団員とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**選 管 訓 令**

秋田市選管訓令第1号

秋田市選挙管理委員会事務局

秋田市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

秋田市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市選挙管理委員会事務局処務規程（昭和32年秋市選管訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第23号を第24号とし、第18号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 国民投票に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

**告 示**

秋田市告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年12月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
グループホーム 音 符	秋田市土崎港北一丁目13番 43号	平成22年 10月1日
加賀千代薬局	秋田市川尻上野町1番73号	平成22年 10月10日
河辺荘短期入所 生活介護事業所	秋田市河辺大張野字水口沢 216番地	平成22年 9月1日
手形デザイナー センターふるさと	秋田市手形字才ノ浜27番地 6	平成22年 10月1日
アミーゴス・ ケアセンター	秋田市新屋北浜町7番3号	平成22年 11月1日
りんどうの家	秋田市東通明田7番5号	平成22年 7月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
加賀千代薬局	秋田市川尻上野町279番地 2	平成22年 10月9日

秋田市告示第282号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年12月2日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市山王七丁目3番22号 山王台206号	大 森 勝 春
秋田市下北手松崎字家ノ前18番地14 白鐘マンション107号	山 田 聡

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。（行政不服審査法第20条）

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第8条）

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第283号

平成22年11月26日の「平成22年11月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成22年12月7日

秋田市長 穂 積 志

平成22年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

平成22年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,794千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,142,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		千円 7,385,679	千円 38,019	千円 7,423,698
	2 県補助金	3,768,947	38,019	3,806,966
20 繰越金		820,686	775	821,461
	1 繰越金	820,686	775	821,461
歳 入	合 計	125,103,623	38,794	125,142,417

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 18,548,470	千円 7,433	千円 18,555,903
	1 総務管理費	16,147,064	7,433	16,154,497
3 民生費		39,533,727	6,254	39,539,981
	2 児童福祉費	13,913,839	6,254	13,920,093
5 労働費		484,245	894	485,139
	1 労働諸費	484,245	894	485,139
6 農林水産業費		2,022,108	775	2,022,883
	1 農業費	1,103,677	775	1,104,452
7 商工費		6,417,123	2,701	6,419,824
	1 商工費	6,417,123	2,701	6,419,824
8 土木費		14,873,737	4,106	14,877,843
	4 港湾費	141,219	4,106	145,325
10 教育費		11,142,225	16,631	11,158,856
	2 小学校費	2,917,080	11,162	2,928,242
	5 社会教育費	2,151,247	4,138	2,155,385



	8 短期大学費	695,319	1,331	696,650
歳 出	合 計	125,103,623	38,794	125,142,417

秋田市告示第284号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年12月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成20年度および平成22年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第285号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年12月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
    - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成22年11月1日から同月15日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成22年12月23日から平成23年6月23日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第286号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年12月14日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名  
東京都品川区大崎一丁目11番2号  
株式会社 ローソンエンターメディア  
ライブ・エンタテイメント事業本部長 竹 本 現

秋田市告示第287号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年12月14日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名  
東京都品川区大崎一丁目11番1号  
株式会社 エンタテイメントプラス  
代表取締役社長 橋 本 行 秀

秋田市告示第288号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年12月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成22年度第2期、第3期および第4期国民健康保険税督促状

秋田市告示第289号

次の過誤納金の還付・充当通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、過誤納金の還付・充当通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年12月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類  
過誤納金の還付・充当通知書

秋田市告示第290号

市道路線の区域変更に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、

次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

秋田市道路管理者  
秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	割山南浜線	秋田市茨島五丁目15番1地先 秋田市新屋町字割山333番1地先	2,808.30	6.4 ～ 43.00
	新	割山南浜線	秋田市茨島五丁目15番1地先 秋田市新屋町字割山333番1地先	2,777.70	6.4 ～ 43.00

2 区域変更の期日

平成22年12月18日

3 縦覧期間

平成22年12月17日から同月30日まで

秋田市告示第291号

市道路線の供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、  
次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

秋田市道路管理者  
秋田市長 穂 積 志

1 道路の供用開始の区域

整理番号	路線名	供 用 開 始 区 間
1075	割山南浜線	秋田市茨島五丁目15番1地先 秋田市新屋勝平町286番地9地先

2 供用開始の期日

平成22年12月18日

3 縦覧期間

平成22年12月17日から同月30日まで

秋田市告示第292号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成22年12月17日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する 障害分野
嵯峨 大介	さが医院	透析内科 腎臓内科 内科	じん臓機能障害

川寄 洋平	秋田大学医学部附属病院	耳鼻咽喉科	聴覚機能障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害
千田 佳史	秋田県立成人病医療センター	心臓血管外科	心臓機能障害
酒井 梨香	秋田赤十字病院	消化器外科	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害

秋田市告示第293号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年12月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類  
平成22年度介護保険料督促状

秋田市告示第294号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年12月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類

平成22年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第295号

秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。  
平成22年12月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市雄和観光花き栽培園
- 2 指定管理者 秋田市雄和妙法字糠塚21番地  
秋田グリーン栽培組合  
組合長 鷺 澤 幸 治
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田市告示第296号

秋田市職業訓練センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。  
平成22年12月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市職業訓練センター
- 2 指定管理者 秋田市寺内字三千刈321番地の1  
職業訓練法人秋田中央職業訓練協会

会長 中 泉 金 一

- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

秋田市告示第297号

秋田市中高齢者労働者福祉センターおよび秋田市勤労者体育センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。  
平成22年12月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市中高齢者労働者福祉センター  
秋田市勤労者体育センター
- 2 指定管理者 秋田市御所野地藏田三丁目1番1号  
財団法人秋田市勤労者福祉振興協会  
理事長 淡 路 孝 次
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

秋田市告示第298号

平成22年12月3日の「平成22年12月秋田市議会定例会」において認定を経た決算および要領は、別紙のとおりである。  
平成22年12月24日

秋田市長 穂 積 志

平成21年度一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	市 税	44,025,404,000	47,949,453,929	44,263,891,977	254,846,455	3,432,251,354	238,487,977
	1 市民税	18,755,721,000	20,105,416,805	18,920,450,143	68,778,760	1,117,389,859	164,729,143
	2 固定資産税	21,400,592,000	23,894,717,692	21,479,019,444	179,535,731	2,236,475,417	78,427,444
	3 軽自動車税	467,013,000	508,763,020	466,656,349	3,978,200	38,149,471	△356,651
	4 市たばこ税	1,897,727,000	1,896,976,523	1,896,976,523	0	0	△750,477
	5 釧産税	12,182,000	11,911,200	11,911,200	0	0	△270,800
	6 特別土地保有税	2,000	21,664,300	385,543	1,915,100	19,363,657	383,543
	7 入湯税	31,614,000	31,722,675	31,722,675	0	0	108,675
	8 事業所税	1,460,553,000	1,478,281,714	1,456,770,100	638,664	20,872,950	△3,782,900
2	地方譲与税	1,065,219,000	1,090,662,808	1,090,662,808	0	0	25,443,808
	1 地方揮発油譲与税	153,451,000	166,153,000	166,153,000	0	0	12,702,000
	2 自動車重量譲与税	740,450,000	749,526,000	749,526,000	0	0	9,076,000
	3 地方道路譲与税	114,277,000	114,278,975	114,278,975	0	0	1,975

	4 特別とん 譲与税	16,274,000	18,988,833	18,988,833	0	0	2,714,833
	5 航空機燃料 譲与税	40,767,000	41,716,000	41,716,000	0	0	949,000
3	利子割交付金	134,353,000	151,676,000	151,676,000	0	0	17,323,000
	1 利子割 交付金	134,353,000	151,676,000	151,676,000	0	0	17,323,000
4	配当割交付金	24,448,000	28,068,000	28,068,000	0	0	3,620,000
	1 配当割 交付金	24,448,000	28,068,000	28,068,000	0	0	3,620,000
5	株式等譲渡所得割交付金	10,588,000	10,514,000	10,514,000	0	0	△74,000
	1 株式等 譲渡所得割 交付金	10,588,000	10,514,000	10,514,000	0	0	△74,000
6	地方消費税交付金	3,044,050,000	3,278,201,000	3,278,201,000	0	0	234,151,000
	1 地方消費税 交付金	3,044,050,000	3,278,201,000	3,278,201,000	0	0	234,151,000
7	ゴルフ場利用税交付金	72,304,000	72,240,805	72,240,805	0	0	△63,195
	1 ゴルフ場 利用税金	72,304,000	72,240,805	72,240,805	0	0	△63,195
8	自動車取得税交付金	198,524,000	207,395,000	207,395,000	0	0	8,871,000
	1 自動車取得税 交付金	198,524,000	207,395,000	207,395,000	0	0	8,871,000
9	国有提供施設等所在市助成 交付金	8,880,000	8,880,000	8,880,000	0	0	0
	1 国有提供施設等 所在市助成 交付金	8,880,000	8,880,000	8,880,000	0	0	0
10	地方特例交付金	524,235,000	524,235,000	524,235,000	0	0	0
	1 地方特例 交付金	360,689,000	360,689,000	360,689,000	0	0	0
	2 特別交付金	163,546,000	163,546,000	163,546,000	0	0	0
11	地方交付税	21,666,440,000	22,554,968,000	22,554,968,000	0	0	888,528,000
	1 地方交付税	21,666,440,000	22,554,968,000	22,554,968,000	0	0	888,528,000
12	交通安全対策特別交付金	110,000,000	89,121,000	89,121,000	0	0	△20,879,000
	1 交通安全対策 特別交付金	110,000,000	89,121,000	89,121,000	0	0	△20,879,000
13	分担金及び負担金	1,032,823,000	1,111,293,246	1,005,420,349	1,692,328	104,180,569	△27,402,651
	1 分担金	2,326,000	1,365,000	1,365,000	0	0	△961,000
	2 負担金	1,030,497,000	1,109,928,246	1,004,055,349	1,692,328	104,180,569	△26,441,651
14	使用料及び手数料	2,186,067,000	2,320,577,396	2,181,385,846	0	139,191,550	△4,681,154



	1 使用料	1,315,370,000	1,451,287,072	1,312,095,522	0	139,191,550	△3,274,478
	2 手数料	870,697,000	869,290,324	869,290,324	0	0	△1,406,676
15 国庫支出金		22,579,636,000	22,439,751,416	20,455,709,416	0	1,984,042,000	△2,123,926,584
	1 国庫負担金	10,646,570,000	10,577,566,911	10,511,546,911	0	66,020,000	△135,023,089
	2 国庫補助金	11,825,044,000	11,757,885,439	9,839,863,439	0	1,918,022,000	△1,985,180,561
	3 委託金	108,022,000	104,299,066	104,299,066	0	0	△3,722,934
16 県支出金		6,570,794,000	5,732,049,604	5,709,597,604	0	22,452,000	△861,196,396
	1 県負担金	2,501,001,000	2,486,126,457	2,486,126,457	0	0	△14,874,543
	2 県補助金	3,299,613,000	2,471,498,815	2,449,046,815	0	22,452,000	△850,566,185
	3 委託金	770,180,000	774,424,332	774,424,332	0	0	4,244,332
17 財産収入		779,677,000	833,542,447	828,526,938	0	5,015,509	48,849,938
	1 財産運用収入	263,998,000	264,618,850	259,603,341	0	5,015,509	△4,394,659
	2 財産売却収入	515,679,000	568,923,597	568,923,597	0	0	53,244,597
18 寄附金		30,101,000	36,269,539	36,269,539	0	0	6,168,539
	1 寄附金	30,101,000	36,269,539	36,269,539	0	0	6,168,539
19 繰入金		3,413,042,000	1,401,215,000	1,401,215,000	0	0	△2,011,827,000
	1 特別会計繰入金	358,080,000	352,315,000	325,315,000	0	0	△5,765,000
	2 基金繰入金	3,054,962,000	1,048,900,000	1,048,900,000	0	0	△2,006,062,000
20 繰越金		1,614,240,000	1,614,240,110	1,614,240,110	0	0	110
	1 繰越金	1,614,240,000	1,614,240,110	1,614,240,110	0	0	110
21 諸収入		6,404,517,000	6,520,771,725	6,365,493,286	11,877,529	143,412,071	△39,023,714
	1 延滞金、加算金及び過料	27,194,000	28,105,279	28,113,430	0	0	919,430
	2 市預金利子	6,758,000	11,001,411	11,001,411	0	0	4,243,411
	3 貸付金元利収入	5,361,614,000	5,296,499,425	5,282,349,066	1,694,250	12,456,119	△79,264,934
	4 受託事業収入	15,969,000	14,454,902	2,541,602	0	11,913,300	△13,427,398
	5 雑入	992,982,000	1,170,710,708	1,041,487,777	10,183,279	119,042,652	48,505,777
22 市債		12,794,500,000	10,938,100,000	10,938,100,000	0	0	△1,856,400,000

	1 市 債	12,794,500,000	10,938,100,000	10,938,100,000	0	0	△1, 856,400,000
歳 入 合 計		128,289,842,000	128,913,226,025	122,815,811,678	268,416,312	5,830,545,053	△5, 474,030,322

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	議 会 費	702,636,000	693,504,292	0	9,131,708	9,131,708
	1 議 会 費	702,636,000	693,504,292	0	9,131,708	9,131,708
2	総 務 費	20,194,122,000	19,459,942,678	138,748,000	595,431,322	734,179,322
	1 総務管理費	17,652,175,000	16,993,403,244	138,748,000	520,023,756	658,771,756
	2 徴 税 費	1,696,706,000	1,651,353,322	0	45,352,678	45,352,678
	3 戸籍住民 基本台帳費	393,877,000	386,121,689	0	7,755,311	7,755,311
	4 選 挙 費	266,906,000	259,222,563	0	7,683,437	7,683,437
	5 統計調査費	88,443,000	78,414,842	0	10,028,158	10,028,158
	6 監査委員費	96,015,000	91,427,018	0	4,587,982	4,587,982
3	民 生 費	35,615,239,000	33,991,101,110	827,794,000	796,343,890	1,624,137,890
	1 社会福祉費	16,151,457,000	15,812,680,837	0	338,776,163	338,776,163
	2 児童福祉費	9,812,226,000	9,506,113,561	29,841,000	276,281,439	306,112,439
	3 生活保護費	9,593,699,000	8,621,434,648	797,953,000	174,311,352	972,264,352
	4 国民年金費	55,457,000	48,922,064	0	6,534,936	6,543,936
	5 災害救助費	2,400,000	1,950,000	0	450,000	450,000
4	衛 生 費	9,270,923,000	8,691,874,577	132,254,000	446,794,423	579,048,423
	1 環境衛生費	649,475,000	536,479,185	99,425,000	13,570,815	112,995,815
	2 保健所費	2,277,241,000	1,883,048,540	27,529,000	366,663,460	394,192,460
	3 清 掃 費	4,606,454,000	4,538,563,125	5,300,000	62,590,875	67,890,875
	4 病 院 費	1,231,977,000	1,231,977,000	0	0	0
	5 上水道費	352,820,000	352,820,000	0	0	0
	6 食肉衛生 検査所費	152,956,000	148,986,727	0	3,969,273	3,969,273

5 労働費	429,875,000	422,833,023	0	7,041,977	7,041,977
1 労働諸費	429,875,000	422,833,023	0	7,041,977	7,041,977
6 農林水産業費	2,094,714,000	1,836,808,690	125,468,000	132,437,310	257,905,310
1 農業費	1,707,663,000	1,471,191,467	124,500,000	111,971,533	236,471,533
2 林業費	387,051,000	365,617,223	968,000	20,465,777	21,433,777
7 商工費	6,508,797,000	6,245,232,082	152,434,000	111,130,918	263,564,918
1 商工費	6,508,797,000	6,245,232,082	152,434,000	111,130,918	263,564,918
8 土木費	20,548,372,000	18,021,572,418	1,835,238,000	691,561,582	2,526,799,582
1 土木管理費	464,574,000	437,327,932	15,000,000	12,246,068	27,246,068
2 道路橋りょう費	5,629,573,000	4,458,578,768	634,957,000	536,037,232	1,170,994,232
3 河川費	165,154,000	141,447,138	13,714,000	9,992,862	23,706,862
4 港湾費	306,715,000	272,932,531	27,870,000	5,912,469	33,782,469
5 都市計画費	5,951,569,000	5,109,471,225	740,906,000	101,191,775	842,097,775
6 下水道費	5,186,802,000	5,186,802,000	0	0	0
7 住宅費	2,843,985,000	2,415,012,824	402,791,000	26,181,176	428,972,176
9 消防費	3,816,958,000	3,564,194,615	217,468,000	35,295,385	252,763,385
1 消防費	3,816,958,000	3,564,194,615	217,468,000	35,295,385	252,763,385
10 教育費	12,629,369,000	11,121,722,587	934,712,000	572,934,413	1,507,646,413
1 教育総務費	1,897,341,000	1,784,943,655	0	112,397,345	112,397,345
2 小学校費	4,144,449,000	3,447,220,561	462,960,000	234,268,439	697,228,439
3 中学校費	1,817,158,000	1,619,290,381	98,511,000	99,356,619	197,867,619
4 高等学校費	905,728,000	828,332,287	59,653,000	17,742,713	77,395,713
5 社会教育費	2,281,303,000	2,163,328,721	46,736,000	71,238,297	117,974,279
6 保健体育費	751,016,000	478,922,284	256,003,000	16,090,716	272,093,716
7 専修学校費	110,026,000	107,986,433	0	2,039,567	2,039,567
8 短期大学費	722,348,000	691,698,265	10,849,000	19,800,735	30,469,735
11 災害復旧費	107,953,000	19,919,451	78,674,000	9,359,549	88,033,549

	1 農林水産施設 災害復旧費	58,604,000	5,926,200	51,674,000	1,003,800	52,677,800
	2 公共土木施設 災害復旧費	49,347,000	13,993,251	27,000,000	8,353,749	35,353,749
	3 教育施設 災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
12 公債費		16,306,238,000	16,274,333,195	0	31,904,805	31,904,805
	1 公債費	16,306,238,000	16,274,333,195	0	31,904,805	31,904,805
13 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 雑支出	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予備費		64,645,000	0	0	64,645,000	64,645,000
	1 予備費	64,645,000	0	0	64,645,000	64,645,000
歳出合計		128,289,842,000	120,343,038,718	4,442,790,000	3,504,013,282	7,946,803,282

歳入歳出差引残額 2,472,772,960円

## 平成21年度土地区画整理会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 国庫支出金		880,030,000	880,030,000	793,980,000	0	86,050,000	△86,050,000
	1 国庫補助金	880,030,000	880,030,000	793,980,000	0	86,050,000	△86,050,000
2 換地清算金		1,100,000	10,237,604	2,291,949	4,255,231	3,690,424	1,191,949
	1 換地清算金	1,100,000	10,237,604	2,291,949	4,255,231	3,690,424	1,191,949
3 財産収入		1,400,000	11,886,928	9,765,457	0	2,121,471	8,365,457
	1 財産売払 収入	1,400,000	11,886,928	9,765,457	0	2,121,471	8,365,457
4 繰入金		1,156,022,000	1,156,022,000	1,058,672,000	0	97,350,000	△97,350,000
	1 繰入金	1,156,022,000	1,156,022,000	1,058,672,000	0	97,350,000	△97,350,000
5 繰越金		12,099,000	85,978,599	85,978,599	0	0	73,879,599
	1 繰越金	12,099,000	85,978,599	85,978,599	0	0	73,879,599
6 分担金及び負担金		0	1,599,150	1,599,150	0	0	1,599,150
	1 負担金	0	1,599,150	1,599,150	0	0	1,599,150
7 諸収入		0	8,192,255	8,192,255	0	0	8,192,255



	1 雑 入	0	8,192,255	8,192,255	0	0	8,192,255
歳 入 合 計		2,050,651,000	2,153,946,536	1,960,479,410	4,255,231	189,211,895	△90,171,590

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 事業費		2,048,151,000	1,861,594,785	183,400,000	3,156,215	186,556,215
	1 土地区画 整理費	2,048,151,000	1,861,594,785	183,400,000	3,156,215	186,556,215
2 公債費		1,500,000	608,560	0	891,440	891,440
	1 公債費	1,500,000	608,560	0	891,440	891,440
3 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		2,050,651,000	1,862,203,345	183,400,000	5,047,655	188,447,655

歳入歳出差引残額 98,276,065円

## 平成21年度市有林会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 県支出金		14,691,000	14,022,653	3,828,653	0	10,194,000	△10,862,347
	1 県補助金	14,691,000	14,022,653	3,828,653	0	10,194,000	△10,862,347
2 財産収入		12,955,000	19,062,823	19,062,823	0	0	6,107,823
	1 財産運用 収入	2,908,000	2,990,956	2,990,956	0	0	82,956
	2 財産売払 収入	596,000	1,991,367	1,991,367	0	0	1,395,367
	3 分収林収入	9,451,000	14,080,500	14,080,500	0	0	4,629,500
3 繰入金		118,365,000	118,365,000	117,397,000	0	968,000	△968,000
	1 繰入金	118,365,000	118,365,000	117,397,000	0	968,000	△968,000
4 繰越金		1,000	21,202,048	21,202,048	0	0	21,201,048
	1 繰越金	1,000	21,202,048	21,202,048	0	0	21,201,048
5 諸収入		301,000	34,778	34,778	0	0	△266,222
	1 雑 入	301,000	34,778	34,778	0	0	△266,222

6 市 債	19,800,000	18,600,000	18,600,000	0	0	△1,200,000
1 市 債	19,800,000	18,600,000	18,600,000	0	0	△1,200,000
歳 入 合 計	166,113,000	191,287,302	180,125,302	0	11,162,000	14,012,302

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総 務 費		31,514,000	27,900,820	0	3,613,180	3,613,180
1 総務管理費		31,514,000	27,900,820	0	3,613,180	3,613,180
2 事 業 費		42,227,000	27,635,067	11,162,000	3,429,933	14,591,933
1 造林事業費		42,227,000	27,635,067	11,162,000	3,429,933	14,591,933
3 公 債 費		81,095,000	80,499,173	0	595,827	595,827
1 公 債 費		81,095,000	80,499,173	0	595,827	595,827
4 諸 支 出 金		11,077,000	11,073,833	0	3,167	3,167
1 分収交付金		11,077,000	11,073,833	0	3,167	3,167
5 予 備 費		200,000	0	0	200,000	200,000
1 予 備 費		200,000	0	0	200,000	200,000
歳 出 合 計		166,113,000	147,108,893	11,162,000	7,842,107	19,004,107

歳入歳出差引残額 33,016,409円

## 平成21年度市営墓地会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		36,323,000	35,285,203	35,201,907	0	83,296	△1,121,093
1 使 用 料		18,873,000	17,769,760	17,769,760	0	0	△1,103,240
2 手 数 料		17,450,000	17,515,443	17,432,147	0	83,296	△17,853
2 繰 越 金		1,000	1,893,744	1,893,744	0	0	1,892,744
1 繰 越 金		1,000	1,893,744	1,893,744	0	0	1,892,744
3 諸 収 入		47,000	29,075	29,075	0	0	△17,925
1 雑 入		47,000	29,075	29,075	0	0	△17,925

4 繰入金	126,316,000	122,573,893	26,882,893	0	95,961,000	△99,433,107
1 繰入金	126,316,000	122,573,893	26,882,893	0	95,691,000	△99,433,107
歳入合計	162,687,000	159,781,915	64,007,619	0	95,774,296	△98,679,381

## 歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		35,271,000	31,811,797	0	3,459,203	3,459,203
	1 総務管理費	35,270,000	31,811,797	0	3,458,203	3,458,203
	2 繰出費	1,000	0	0	1,000	1,000
2 公債費		100,000	514	0	99,486	99,486
	1 公債費	100,000	514	0	99,486	99,486
3 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
4 事業費		126,316,000	26,882,893	95,691,000	3,742,107	99,433,107
	1 事業費	126,316,000	26,882,893	95,691,000	3,742,107	99,433,107
歳出合計		162,687,000	58,695,204	95,691,000	8,300,796	103,991,796

歳入歳出差引残額 5,312,415円

## 平成21年度中央卸売市場会計歳入歳出決算書

## 歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		257,140,000	250,996,957	247,067,057	0	3,929,900	△10,072,943
	1 使用料	257,139,000	250,993,657	247,063,757	0	3,929,900	△10,075,243
	2 手数料	1,000	3,300	3,300	0	0	2,300
2 繰入金		141,550,000	141,550,000	141,550,000	0	0	0
	1 繰入金	141,550,000	141,550,000	141,550,000	0	0	0
3 繰越金		1,000	29,148,044	29,148,044	0	0	29,147,044
	1 繰越金	1,000	29,148,044	29,148,044	0	0	29,147,044
4 諸収入		184,738,000	173,793,207	170,279,219	0	3,513,988	△14,458,781

	1 貸付金 元利収入	80,320,000	80,159,561	80,159,561	0	0	△160,439
	2 雑 入	104,418,000	93,633,646	90,119,658	0	3,513,988	△14,298,342
歳 入 合 計		583,429,000	595,488,208	588,044,320	0	7,443,888	4,615,320

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		401,067,000	379,872,267	0	21,194,733	21,194,733
	1 総務管理費	401,067,000	379,872,267	0	21,194,733	21,194,733
2 公債費		181,862,000	180,973,439	0	888,561	888,561
	1 公債費	181,862,000	180,973,439	0	888,561	888,561
3 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳 出 合 計		583,429,000	560,845,706	0	22,583,294	22,583,294

歳入歳出差引残額 27,198,614円

## 平成21年度農業集落排水会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 分担金及び負担金		37,700,000	18,240,978	18,079,778	51,000	110,200	△19,620,222
	1 分 担 金	37,700,000	18,240,978	18,079,778	51,000	110,200	△19,620,222
2 使用料及び手数料		165,863,000	163,262,943	134,284,323	254,823	28,723,797	△31,578,677
	1 使 用 料	165,863,000	163,262,943	134,284,323	254,823	28,723,797	△31,578,677
3 国庫支出金		2,901,000	220,051,000	217,150,000	0	2,901,000	214,249,000
	1 国庫補助金	2,901,000	220,051,000	217,150,000	0	2,901,000	214,249,000
4 県支出金		223,870,000	7,770,000	7,770,000	0	0	△216,100,000
	1 県補助金	223,870,000	7,770,000	7,770,000	0	0	△216,100,000
5 財産収入		296,000	295,142	295,142	0	0	△858
	1 財産運用 収 入	296,000	295,142	295,142	0	0	△858
6 繰入金		470,116,000	470,189,000	470,189,000	0	0	73,000



	1 一般会計 繰入金	454,316,000	454,316,000	454,316,000	0	0	0
	2 基金繰入金	15,800,000	15,873,000	15,873,000	0	0	73,000
7	繰越金	4,665,000	28,087,883	28,087,883	0	0	23,422,883
	1 繰越金	4,665,000	28,087,883	28,087,883	0	0	23,422,883
8	諸収入	27,458,000	12,968,155	12,968,155	0	0	△14,489,845
	1 雑収入	27,458,000	12,968,155	12,968,155	0	0	△14,489,845
9	市債	533,600,000	170,900,000	170,900,000	0	0	△362,700,000
	1 市債	533,600,000	170,900,000	170,900,000	0	0	△362,700,000
	歳入合計	1,466,469,000	1,091,765,101	1,059,724,281	305,823	31,734,997	△406,744,719

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	281,142,000	126,303,727	0	154,838,273	154,838,273
	1 総務管理費	281,142,000	126,303,727	0	154,838,273	154,838,273
2	事業費	708,002,000	225,054,729	0	482,947,271	482,947,271
	1 農業集落 排水事業費	671,140,000	200,541,162	0	470,598,838	470,598,838
	2 個別排水処理 事業費	36,862,000	24,513,567	0	12,348,433	12,348,433
3	公債費	476,825,000	471,939,380	0	4,885,620	4,885,620
	1 公債費	476,825,000	471,939,380	0	4,885,620	4,885,620
4	予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
	歳出合計	1,466,469,000	823,297,836	0	643,171,164	643,171,164

歳入歳出差引残額 236,426,445円

なお、この残額は、農業集落排水事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による秋田市農業集落排水事業へ引き継いだ。

## 平成21年度大森山動物園会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	78,744,000	80,980,615	80,980,615	0	0	2,236,615

	1 使用料	78,744,000	80,980,615	80,980,615	0	0	2,236,615
2 寄附金		1,000	20,000	20,000	0	0	19,000
	1 寄附金	1,000	20,000	20,000	0	0	19,000
3 繰入金		523,129,000	508,631,000	356,197,000	0	152,434,000	△166,932,000
	1 繰入金	523,129,000	508,631,000	356,197,000	0	152,434,000	△166,932,000
4 繰越金		1,000	919	919	0	0	△81
	1 繰越金	1,000	919	919	0	0	△81
5 諸収入		7,444,000	7,038,887	6,910,410	0	128,477	△533,590
	1 雑入	7,444,000	7,038,887	6,910,410	0	128,477	△533,590
歳入合計		609,319,000	596,671,421	444,108,944	0	152,562,477	△165,210,056

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		387,373,000	378,238,727	0	9,134,273	9,134,273
	1 総務管理費	387,373,000	378,238,727	0	9,134,273	9,134,273
2 公債費		36,449,000	36,050,974	0	398,026	398,026
	1 公債費	36,449,000	36,050,974	0	398,026	398,026
3 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
4 事業費		184,997,000	26,820,188	152,434,000	5,742,812	158,176,812
	1 動物園 施設整備費	184,997,000	26,820,188	152,434,000	5,742,802	158,176,812
5 事業費		0	0	0	0	0
	1 動物園 施設整備費	0	0	0	0	0
歳出合計		609,319,000	441,109,889	152,434,000	15,775,111	168,209,111

歳入歳出差引残額 2,999,055円

## 平成21年度廃棄物発電会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	発電収入	219,305,000	213,091,414	213,091,414	0	0	△6,213,586
	1 発電収入	219,305,000	213,091,414	213,091,414	0	0	△6,213,586
2	繰越金	6,090,000	6,090,133	6,090,133	0	0	133
	1 繰越金	6,090,000	6,090,133	6,090,133	0	0	133
歳入合計		225,395,000	219,181,547	219,181,547	0	0	△6,213,453

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	43,678,000	43,677,100	0	900	900
	1 総務管理費	43,678,000	43,677,100	0	900	900
2	繰出金	114,764,000	109,000,000	0	5,764,000	5,764,000
	1 一般会計繰出金	114,764,000	109,000,000	0	5,764,000	5,764,000
3	公債費	66,953,000	66,451,246	0	501,754	501,754
	1 公債費	66,953,000	66,451,246	0	501,754	501,754
歳出合計		225,395,000	219,128,346	0	6,266,654	6,266,654

歳入歳出差引残額 53,201円

## 平成21年度国民健康保険事業会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	国民健康保険税	6,250,996,000	11,072,564,974	6,180,423,875	373,170,177	4,520,855,922	△70,572,125
	1 国民健康保険税	6,250,996,000	11,072,564,974	6,180,423,875	373,170,177	4,520,855,922	△70,572,125
2	使用料及び手数料	1,000	2,100	2,100	0	0	1,100
	1 手数料	1,000	2,100	2,100	0	0	1,100
3	国庫支出金	7,078,943,000	7,139,410,757	7,139,410,757	0	0	60,467,757
	1 国庫負担金	5,131,167,000	5,152,728,663	5,152,728,663	0	0	21,561,663

	2 国庫補助金	1,947,776,000	1,986,682,094	1,986,682,094	0	0	38,906,094
4	療養給付費交付金	1,557,625,000	1,418,067,888	1,418,067,888	0	0	△139,557,112
	1 療養給付費交付金	1,557,625,000	1,418,067,888	1,418,067,888	0	0	△139,557,112
5	前期高齢者交付金	8,074,699,000	8,074,699,771	8,074,699,771	0	0	771
	1 前期高齢者交付金	8,074,699,000	8,074,699,771	8,074,699,771	0	0	771
6	県支出金	1,342,339,000	1,258,068,663	1,258,068,663	0	0	△84,270,337
	1 県負担金	200,005,000	194,267,663	194,267,663	0	0	△5,737,337
	2 県補助金	1,142,334,000	1,063,801,000	1,063,801,000	0	0	△78,533,000
7	共同事業交付金	4,264,296,000	4,644,491,222	4,644,491,222	0	0	380,195,222
	1 共同事業交付金	4,264,296,000	4,644,491,222	4,644,491,222	0	0	380,195,222
8	繰入金	1,835,101,000	1,805,472,466	1,805,472,466	0	0	△29,628,534
	1 一般会計繰入金	1,835,101,000	1,805,472,466	1,805,472,466	0	0	△29,628,534
9	繰越金	568,747,000	568,747,197	568,747,197	0	0	197
	1 繰越金	568,747,000	568,747,197	568,747,197	0	0	197
10	諸収入	10,234,000	29,741,243	29,216,977	160,748	363,518	18,982,977
	1 延滞金、金 加算及び過料	915,000	2,378,519	2,378,519	0	0	1,463,519
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3 雑収入	9,318,000	27,362,724	26,838,458	160,748	363,518	17,520,458
	歳入合計	30,982,981,000	36,011,266,281	31,118,600,916	373,330,925	4,521,219,440	135,619,916

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	176,830,000	164,692,880	0	12,137,120	12,137,120
	1 総務管理費	74,430,000	70,626,244	0	3,803,756	3,803,756
	2 徴税費	99,249,000	91,687,565	0	7,561,435	7,561,435
	3 運営 協議会費	335,000	250,888	0	84,112	84,112
	4 収納率向上 特別対策 事業費	2,816,000	2,128,183	0	687,817	687,817

2 保険給付費		21,036,123,000	20,787,781,719	0	248,341,281	248,341,281
1 療養諸費		18,827,695,000	18,589,886,574	0	237,808,426	237,808,426
2 高額療養費		2,090,196,000	2,089,571,971	0	624,029	624,029
3 移送費		2,000	0	0	2,000	2,000
4 出産育児諸費		89,580,000	83,673,174	0	5,906,826	5,906,826
5 葬祭諸費		28,650,000	24,650,000	0	4,000,000	4,000,000
3 後期高齢者支援金等		3,240,047,000	3,240,046,694	0	306	306
1 後期高齢者支援金等		3,240,047,000	3,240,046,694	0	306	306
4 前期高齢者納付金等		9,214,000	9,212,729	0	1,271	1,271
1 前期高齢者納付金等		9,214,000	9,212,729	0	1,271	1,271
5 老人保健拠出金		179,875,000	179,874,614	0	386	386
1 老人保健拠出金		179,875,000	179,874,614	0	386	386
6 介護納付金		1,130,101,000	1,130,100,759	0	241	241
1 介護納付金		1,130,101,000	1,130,100,759	0	241	241
7 共同事業拠出金		4,171,581,000	4,063,713,179	0	107,867,821	107,867,821
1 共同事業拠出金		4,171,581,000	4,063,713,179	0	107,867,821	107,867,821
8 保健事業費		221,725,000	189,324,262	0	32,400,738	32,400,738
1 特定健康診査等事業費		116,607,000	107,115,011	0	9,491,989	9,491,989
2 保健事業費		105,118,000	82,209,251	0	22,908,749	22,908,749
9 公債費		95,000,000	84,419,716	0	10,580,284	10,580,284
1 公債費		95,000,000	84,419,716	0	10,580,284	10,580,284
10 諸支税金		26,967,000	23,091,954	0	3,875,046	3,875,046
1 償還金及び還付加算金		26,966,000	23,091,954	0	3,874,046	3,874,046
2 一部負担金		1,000	0	0	1,000	1,000
11 予備費		195,518,000	0	0	195,518,000	195,518,000
1 予備費		195,518,000	0	0	195,518,000	195,518,000
12 基金積立金		500,000,000	500,000,000	0	0	0

	1 基金積立金	500,000,000	500,000,000	0	0	0
歳 出 合 計		30,982,981,000	30,372,258,506	0	610,722,494	610,722,494

歳入歳出差引残額 746,342,410円

## 平成21年度老人保健医療事業会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	支払基金交付金	0	0	0	0	0	0
	1 支払基金 交 付 金	0	0	0	0	0	0
2	国庫支出金	0	16,942,985	16,942,985	0	0	16,942,985
	1 国庫負担金	0	16,942,985	16,942,985	0	0	16,942,985
3	県支出金	0	5,849,000	5,849,000	0	0	5,849,000
	1 県負担金	0	5,849,000	5,849,000	0	0	5,849,000
4	繰入金	19,719,000	19,719,000	19,719,000	0	0	0
	1 繰入金	19,719,000	19,719,000	19,719,000	0	0	0
5	繰越金	243,316,000	243,316,426	243,316,426	0	0	426
	1 繰越金	243,316,000	243,316,426	243,316,426	0	0	426
6	諸収入	3,000	11,460,861	11,106,106	0	354,755	11,103,106
	1 雑収入	3,000	11,460,861	11,106,106	0	354,755	11,103,106
歳 入 合 計		263,038,000	297,288,272	296,933,517	0	354,755	33,895,517

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	3,247,000	1,020,945	0	2,226,055	2,226,055
	1 総務管理費	3,247,000	1,020,945	0	2,226,055	2,226,055
2	医療諸費	10,474,000	3,070,488	0	7,403,512	7,403,512
	1 医療諸費	10,474,000	3,070,488	0	7,403,512	7,403,512
3	公債費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 公債費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000



4 諸支出金		368,000	366,518	0	1,482	1,482
	1 償還金及び還付加算金	368,000	366,518	0	1,482	1,482
5 予備費		4,634,000	0	0	4,634,000	4,634,000
	1 予備費	4,634,000	0	0	4,634,000	4,634,000
6 繰出金		243,315,000	243,315,000	0	0	0
	1 一般会計繰出金	243,315,000	243,315,000	0	0	0
歳出合計		263,038,000	247,772,951	0	15,265,049	15,265,049

歳入歳出差引残額 49,160,566円

## 平成21年度母子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 繰入金		1,846,000	1,335,419	1,335,419	0	0	△510,581
	1 繰入金	1,846,000	1,335,419	1,335,419	0	0	△510,581
2 繰越金		17,000	93,471,661	93,471,661	0	0	93,454,661
	1 繰越金	17,000	93,471,661	93,471,661	0	0	93,454,661
3 諸収入		46,728,000	81,743,128	42,832,588	0	38,910,540	△3,895,412
	1 貸付金元利収入	46,727,000	79,574,428	42,806,588	0	36,767,840	△3,920,412
	2 雑収入	1,000	2,168,700	26,000	0	2,142,700	25,000
4 市債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 市債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		48,592,000	176,550,208	137,639,668	0	38,910,540	89,047,668

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		48,092,000	48,080,808	0	11,192	11,192
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	48,092,000	48,080,808	0	11,192	11,192
2 公債費		500,000	611	0	499,389	499,389
	1 公債費	500,000	611	0	499,389	499,389

歳 出 合 計	48,592,000	48,081,419	0	510,581	510,581
---------	------------	------------	---	---------	---------

歳入歳出差引残額 89,558,249円

平成21年度介護保険事業会計歳入歳出決算書  
(保 険 事 業 勘 定)

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	保 険 料	4,068,156,000	3,871,820,597	3,705,681,845	50,454,683	120,018,101	△362,474,155
	1 介護保険料	4,068,156,000	3,871,820,597	3,705,681,845	50,454,683	120,018,101	△362,474,155
2	手 数 料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 手 数 料	1,000	0	0	0	0	△1,000
3	国庫支出金	4,889,192,000	5,001,511,750	5,001,511,750	0	0	112,319,750
	1 国庫負担金	3,731,835,000	3,695,203,000	3,695,203,000	0	0	△36,632,000
	2 国庫補助金	1,157,357,000	1,306,308,750	1,306,308,750	0	0	148,951,750
4	支払基金交付金	6,184,800,000	6,177,873,000	6,177,873,000	0	0	△6,927,000
	1 支払基金 交 付 金	6,184,800,000	6,177,873,000	6,177,873,000	0	0	△6,297,000
5	県支出金	2,992,904,000	3,026,795,250	3,026,795,250	0	0	33,891,250
	1 県負担金	2,926,400,000	2,960,284,000	2,960,284,000	0	0	33,884,000
	2 県補助金	66,504,000	66,511,250	66,511,250	0	0	7,250
6	財産収入	3,729,000	3,729,687	3,729,687	0	0	687
	1 基金運用 収 入	3,729,000	3,729,687	3,729,687	0	0	687
7	繰入金	3,086,538,000	3,001,520,055	3,001,520,055	0	0	△85,017,945
	1 一般会計 繰入金	3,086,537,000	3,001,520,055	3,001,520,055	0	0	△85,016,945
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
8	繰越金	101,555,000	483,350,736	483,350,736	0	0	381,795,736
	1 繰越金	101,555,000	483,350,736	483,350,736	0	0	381,795,736
9	諸収入	3,000	1,565,633	1,565,633	0	0	1,562,633
	1 延滞金、 加算金 及び過料	1,000	272,500	272,500	0	0	271,500
	2 雑 入	2,000	1,293,133	1,293,133	0	0	1,291,133

歳 入 合 計	21,326,878,000	21,568,166,708	21,402,027,956	50,454,683	120,018,101	75,149,956
---------	----------------	----------------	----------------	------------	-------------	------------

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	301,710,000	267,858,753	0	33,851,247	33,851,247
	1 総務管理費	301,710,000	267,858,753	0	33,851,247	33,851,247
2	保険給付費	20,492,919,000	20,492,916,712	0	2,288	2,288
	1 介護サービス等諸費	18,508,396,000	18,508,395,623	0	377	377
	2 介護予防サービス等諸費	765,151,000	765,150,748	0	252	252
	3 高額介護サービス等費	343,268,000	343,267,906	0	94	94
	4 特定入所者介護サービス等	844,291,000	844,290,070	0	930	930
	5 その他諸費	31,813,000	31,812,365	0	635	635
3	財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
4	地域支援事業費	380,980,000	333,728,792	0	47,251,208	47,251,208
	1 介護予防事業費	129,130,000	92,664,295	0	36,465,705	36,465,705
	2 包括的支援事業・任意事業費	251,850,000	241,064,497	0	10,785,503	10,785,503
5	基金積立金	3,729,000	3,729,000	0	0	0
	1 基金積立金	3,729,000	3,729,000	0	0	0
6	公債費	2,000,000	390,913	0	1,609,087	1,609,087
	1 公債費	2,000,000	390,913	0	1,609,087	1,609,087
7	諸支出金	101,562,000	100,880,776	0	681,224	681,224
	1 償還金及び還付加算金	101,562,000	100,880,776	0	681,224	681,224
8	予備費	43,977,000	0	0	43,977,000	43,977,000
	1 予備費	43,977,000	0	0	43,977,000	43,977,000
	歳 出 合 計	21,326,878,000	21,199,504,946	0	127,373,054	127,373,054

歳入歳出差引残額 202,523,010円

## 平成21年度後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書

## 歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	後期高齢者医療保険料	2,230,401,000	2,237,965,200	2,213,387,700	0	31,539,600	△17,013,300
	1 後期高齢者 医療保険料	2,230,401,000	2,237,965,200	2,213,387,700	0	31,539,600	△17,013,300
2	使用料及び手数料	1,000	600	600	0	0	△400
	1 手 数 料	1,000	600	600	0	0	△400
3	繰入金	568,128,000	568,128,000	568,128,000	0	0	0
	1 一般会計 繰入金	568,128,000	568,128,000	568,128,000	0	0	0
4	繰越金	2,112,000	34,642,227	34,642,227	0	0	32,530,227
	1 繰越金	2,112,000	34,642,227	34,642,227	0	0	32,530,227
5	諸収入	13,525,000	8,412,065	8,412,065	0	0	△5,112,935
	1 延滞金、 加算金 及び過料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 償還金及び 還付加算金	10,240,000	5,094,800	5,094,800	0	0	△5,145,200
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 雑 入	3,283,000	3,317,265	3,317,265	0	0	34,265
6	国庫支出金	2,110,000	7,434,000	7,434,000	0	0	5,324,000
	1 国庫補助金	2,110,000	7,434,000	7,434,000	0	0	5,324,000
	歳 入 合 計	2,816,277,000	2,856,582,092	2,832,004,592	0	31,539,600	15,727,592

## 歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	71,457,000	57,898,240	0	13,558,760	13,558,760
	1 総務管理費	22,462,000	17,251,035	0	5,210,965	5,210,965
	2 徴 収 費	48,995,000	40,647,205	0	8,347,795	8,347,795
2	後期高齢者医療広域連合納 付金	2,724,580,000	2,712,779,679	0	11,800,321	11,800,321
	1 後期高齢者 医療広域連合 納 付 金	2,724,580,000	2,712,779,679	0	11,800,321	11,800,321
3	諸支出金	10,240,000	5,094,800	0	5,145,200	5,145,200

	1 償還金及び還付加算金	10,240,000	5,094,800	0	5,145,200	5,145,200
4 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
	1 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
歳出合計		2,816,277,000	2,775,772,719	0	40,504,281	40,504,281

歳入歳出差引残額 56,231,873円

秋田市告示第299号

平成22年12月22日の「平成22年12月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成22年12月24日

秋田市長 穂 積 志

平成22年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

平成22年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,532,123千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,674,540千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算

補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の追加は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 21,062,700	千円 139,389	千円 21,202,089
	1 地方交付税	21,062,700	139,389	21,202,089
13 分担金及び負担金		1,139,304	794	1,140,098
	1 分担金	2,371	794	3,165
15 国庫支出金		19,157,827	678,621	19,836,448
	1 国庫負担金	14,062,158	631,991	14,694,149
	2 国庫補助金	4,967,595	46,630	5,014,225
16 県支出金		7,423,698	87,261	7,510,959
	2 県補助金	3,806,966	87,261	3,894,227
19 繰入金		4,547,822	58,800	4,606,622
	2 基金繰入金	4,441,931	58,800	4,500,731
20 繰越金		821,461	521,829	1,343,290

	1 繰越金	821,461	521,829	1,343,290
21 諸 収 入		6,466,768	24,329	6,491,097
	5 雑入	983,930	24,329	1,008,259
22 市 債		14,904,500	21,100	14,925,600
	1 市債	14,904,500	21,100	14,925,600
歳 入 合 計		125,142,417	1,532,123	126,674,540

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 18,555,903	千円 116,927	千円 18,672,830
	1 総務管理費	16,154,497	93,000	16,247,497
	3 戸籍住民基本台帳費	388,370	6,300	394,670
	5 統計調査費	208,360	17,627	225,987
3 民 生 費		39,539,981	1,061,960	40,601,941
	1 社会福祉費	16,933,092	191,068	17,124,160
	2 児童福祉費	13,920,093	10,846	13,930,939
	3 生活保護費	8,634,349	847,969	9,482,318
	4 国民年金費	50,297	12,077	62,374
4 衛 生 費		12,183,975	117,725	12,301,700
	1 環境衛生費	2,385,168	17,170	2,402,338
	2 保健所費	2,066,252	42,168	2,108,420
	3 清掃費	6,141,716	58,387	6,200,103
6 農 林 水 産 業 費		2,022,883	11,681	2,034,564
	1 農業費	1,104,452	7,981	1,112,433
	2 林業費	373,421	3,700	377,121
7 商 工 費		6,419,824	42,114	6,461,938
	1 商工費	6,419,824	42,114	6,461,938
8 土 木 費		14,877,843	4,927	14,882,770



	5 都市計画費	4,523,831	4,927	4,528,758
10 教育費		11,158,856	102,727	11,261,583
	1 教育総務費	2,117,923	9,951	2,127,874
	6 保健体育費	502,679	32,065	534,744
	8 短期大学費	696,650	60,711	757,361
11 災害復旧費		45,830	74,062	119,892
	1 農林水産施設災害復旧費	23,327	31,611	54,938
	2 公共土木施設災害復旧費	22,501	42,451	64,952
歳 出	合 計	125,142,417	1,532,123	126,674,540

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	74,740	平成22年度	25,200
				平成23年度	31,015
				平成24年度	18,525

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	河辺市民サービスセンター（仮称）整備事業	46,323
		雄和市民サービスセンター（仮称）整備事業	46,323
8 土木費	2 道路橋りょう費	東通仲町手形線外5路線道路維持修繕事業	90,000
		歩道消融雪設備整備事業（雪みち計画）	34,190
		融雪施設改良事業	51,500
		新屋扇町渋谷町線外6路線道路改良事業	199,000
		飯島水尻5号線外22路線側溝改良事業	220,000
		割山南浜線幹線道路整備事業	73,200
		電線共同溝整備事業	283,500
		道路橋長寿命化修繕計画策定事業	22,940
		橋りょう整備事業	117,500
		交通安全施設等整備事業	15,000

	3 河川費	仁井田字潟中島地内生活排水路等環境整備事業	22,000
		河川改修事業	39,500
	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	273,850
		外旭川新川線道路改良事業	214,000
		泉外旭川線道路改良事業	283,800
		千秋久保田町線道路改良事業	18,400
		千秋公園整備事業	26,600
	緑化重点地区整備事業	23,000	
10 教育費	8 短期大学費	短期大学省エネルギー改修事業	60,711
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	17,225
		林業施設災害復旧事業	14,023
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	17,251

第4表 債務負担行為補正  
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	平成22年度～平成23年度	10,995
県議会議員一般選挙関連委託経費等	平成22年度～平成23年度	14,529
市議会議員一般選挙関連委託経費等	平成22年度～平成23年度	14,655
老人福祉関連サービス委託経費等	平成22年度～平成23年度	13,197
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成22年度設定文書法制課分)	平成22年度～平成23年度	2,909
同上 (平成22年度設定防災安全対策課分)	平成22年度～平成23年度	5,320
同上 (平成22年度設定公共施設監査保全室分)	平成22年度～平成23年度	5,996
同上 (平成22年度設定企画調整課分)	平成22年度～平成23年度	28,023
同上 (平成22年度設定情報統計課分)	平成22年度～平成23年度	211,139
同上 (平成22年度設定東京事務所分)	平成22年度～平成23年度	11,445
同上 (平成22年度設定財政課分)	平成22年度～平成23年度	3,780
同上 (平成22年度設定契約課分)	平成22年度～平成23年度	4,875

同 上 (平成22年度設定管財課分)	平成22年度～平成23年度	140,058
同 上 (平成22年度設定市民税課分)	平成22年度～平成23年度	7,852
同 上 (平成22年度設定生活総務課分)	平成22年度～平成23年度	37,928
同 上 (平成22年度設定市民課分)	平成22年度～平成23年度	16,815
同 上 (平成22年度設定後期高齢医療課分)	平成22年度～平成23年度	571
同 上 (平成22年度設定地域振興課分)	平成22年度～平成23年度	64,705
同 上 (平成22年度設定土崎支所分)	平成22年度～平成23年度	600
同 上 (平成22年度設定西部市民サービスセンター分)	平成22年度～平成23年度	19,751
同 上 (平成22年度設定河辺市民センター分)	平成22年度～平成23年度	6,664
同 上 (平成22年度設定雄和市民センター分)	平成22年度～平成23年度	6,646
同 上 (平成22年度設定河辺地域活動センター分)	平成22年度～平成23年度	160
同 上 (平成22年度設定雄和地域活動センター分)	平成22年度～平成23年度	160
同 上 (平成22年度設定福祉総務課分)	平成22年度～平成23年度	141,194
同 上 (平成22年度設定食肉衛生検査所分)	平成22年度～平成23年度	3,713
同 上 (平成22年度設定保健総務課分)	平成22年度～平成23年度	38,088
同 上 (平成22年度設定環境総務課分)	平成22年度～平成23年度	1,916,195
同 上 (平成22年度設定商工労働課分)	平成22年度～平成23年度	211,862
同 上 (平成22年度設定観光物産課分)	平成22年度～平成23年度	142,293
同 上 (平成22年度設定農林総務課分)	平成22年度～平成23年度	9,040
同 上 (平成22年度設定建設総務課分)	平成22年度～平成23年度	491,983
同 上 (平成22年度設定都市総務課分)	平成22年度～平成23年度	317,912
同 上 (平成22年度設定美短事務局総務課分)	平成22年度～平成23年度	72,992
同 上 (平成22年度設定会計課分)	平成22年度～平成23年度	115
同 上 (平成22年度設定議会事務局分)	平成22年度～平成23年度	2,866
同 上 (平成22年度設定選挙管理委員会事務局分)	平成22年度～平成23年度	114
同 上 (平成22年度設定教育委員会総務課分)	平成22年度～平成23年度	169,997
同 上 (平成22年度設定学事課分)	平成22年度～平成23年度	167,580

同 上 (平成22年度設定教育研究所分)	平成22年度～平成23年度	30,183
同 上 (平成22年度設定文化振興室分)	平成22年度～平成23年度	3,109
同 上 (平成22年度設定スポーツ振興課分)	平成22年度～平成23年度	145,064
同 上 (平成22年度設定生涯学習室分)	平成22年度～平成23年度	1,391
同 上 (平成22年度設定中央公民館分)	平成22年度～平成23年度	1,413
同 上 (平成22年度設定土崎公民館分)	平成22年度～平成23年度	2,381
同 上 (平成22年度設定東部公民館分)	平成22年度～平成23年度	185
同 上 (平成22年度設定南部公民館分)	平成22年度～平成23年度	150
同 上 (平成22年度設定北部公民館分)	平成22年度～平成23年度	154
同 上 (平成22年度設定河辺公民館分)	平成22年度～平成23年度	146
同 上 (平成22年度設定雄和公民館分)	平成22年度～平成23年度	404
同 上 (平成22年度設定太平山自然学習センター分)	平成22年度～平成23年度	32,065
同 上 (平成22年度設定自然科学学習館分)	平成22年度～平成23年度	8,877
同 上 (平成22年度設定中央図書館明德館分)	平成22年度～平成23年度	15,488
同 上 (平成22年度設定土崎図書館分)	平成22年度～平成23年度	4,896
同 上 (平成22年度設定新屋図書館分)	平成22年度～平成23年度	4,407
同 上 (平成22年度設定雄和図書館分)	平成22年度～平成23年度	367
同 上 (平成22年度設定千秋美術館分)	平成22年度～平成23年度	76,332
同 上 (平成22年度設定赤れんが郷土館分)	平成22年度～平成23年度	6,132
同 上 (平成22年度設定民俗芸能伝承館分)	平成22年度～平成23年度	4,936
同 上 (平成22年度設定佐竹史料館分)	平成22年度～平成23年度	4,947
同 上 (平成22年度設定文化会館分)	平成22年度～平成23年度	90,718
同 上 (平成22年度設定商業高校分)	平成22年度～平成23年度	4,609
同 上 (平成22年度設定御所野学院高校分)	平成22年度～平成23年度	2,193
同 上 (平成22年度設定消防本部総務課分)	平成22年度～平成23年度	57,689

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
バ ス 交 通 総 合 改 善 事 業	89,903	3,740	93,643

第5表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	—	7,300	7,300	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合により 据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	—	13,800	13,800			
計	14,904,500	21,100	14,925,600			

平成22年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）  
平成22年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第2号）は、  
次に定めるところによる。  
(繰越明許費)  
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規  
定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第1表 繰越明許費」による。  
(債務負担行為)  
第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為を  
することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負  
担行為」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事 業 費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	300,200
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	116,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 ( 平 成 2 2 年 度 設 定 )	平成22年度～平成23年度	15,295

平成22年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）  
平成22年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、  
次に定めるところによる。  
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により  
債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度  
額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 ( 平 成 2 2 年 度 設 定 )	平成22年度～平成23年度	33,611

平成22年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）  
平成22年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第2号）は、  
次に定めるところによる。

(債務負担行為)  
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により  
債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度

額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成22年度設定)	平成22年度～平成23年度	15,322

平成22年度秋田市廃棄物発電会計補正予算(第1号)  
平成22年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。  
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成22年度設定)	平成22年度～平成23年度	32,400

平成22年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第2号)  
平成22年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。  
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	平成22年度～平成23年度	212,897
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成22年度設定福祉総務課分)	平成22年度～平成23年度	33,207

平成22年度秋田市病院事業会計補正予算(第1号)  
(総則)  
第1条 平成22年度秋田市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。  
(債務負担行為)

第2条 平成22年度秋田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成22年度から 23年度まで	640,996千円

平成22年度秋田市水道事業会計補正予算(第2号)  
(総則)

第1条 平成22年度秋田市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成22年度秋田市水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成22年度から 23年度まで	607,378千円

事 項	期 間	限 度 額
配水管整備事業	平成22年度から 23年度まで	360,000千円

平成22年度秋田市下水道事業会計補正予算(第1号)  
(総則)

第1条 平成22年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成22年度秋田市下水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成22年度から 23年度まで	396,260千円

平成22年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)  
(総則)

第1条 平成22年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)



第2条 平成22年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等	平成22年度から23年度まで	81,303千円

秋田市告示第300号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市四ツ小屋字東泉寺156番地3	堀 井 和 彦
秋田市桜三丁目14番1号 桜スカイハイツD号	日 沼 則 夫
秋田市大町四丁目4番39号 NKハイソ204号	鈴 木 正 臣
秋田市手形田中10番23号 石郷岡アパートF1	柳 瀬 幸 男

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第301号

秋田市障害福祉サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

示する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市障害福祉サービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市柳田字竹生168番地 社会福祉法人秋田育明会 理事長職務代理者 樋口 貞夫
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田市告示第302号

秋田市八橋老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市八橋老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 会長 鈴木 彪四郎
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

秋田市告示第303号

秋田市旭南老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市旭南老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市旭南一丁目5番6号 社会福祉法人秋田聖徳会 会長 野口 周治郎
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

秋田市告示第304号

秋田市川口老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市川口老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市太平八田字藤の崎231番地3 社会福祉法人晃和会 理事長 加藤 光 俊
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

秋田市告示第305号

秋田市外旭川老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市外旭川老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市上新城中字片野4番地  
社会福祉法人幸楽会  
理事長 永田 賢之助
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

秋田市告示第306号

秋田市河辺老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市河辺老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号  
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会  
会長 鈴木 彪四郎
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

秋田市告示第307号

秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市雄和ふれあいプラザ
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号  
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会  
会長 鈴木 彪四郎
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田市告示第308号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成22年12月27日

1 認定路線

整理番号	路線名	起	重要な経過地
		終	
20961	大巻18号線	広面字大巻68番1地先 広面字大巻68番3地先	
30857	八橋三和町9号線	八橋三和町130番2地先 八橋三和町130番1地先	
41263	泉馬場17号線	泉馬場189番2地先 泉馬場189番60地先	
41264	堂ノ前8号線	外旭川堂ノ前189番12地先 外旭川堂ノ前189番6地先	
60848	新屋北浜町14号線	新屋北浜町184番22地先 新屋北浜町322番18地先	

2 縦覧期間

平成22年12月27日から平成23年1月11日まで

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台
  - (2) 撤去し、保管した年月日
    - 平成22年11月16日から平成22年11月30日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
    - 平成23年1月10日から平成23年7月10日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
  - 自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
  - この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
  - 秋田市山王一丁目1番1号
  - 秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
  - 秋田市東通仲町4番3号
  - 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第309号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第310号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。  
 その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月27日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	大 卷 18 号 線	広面字大巻68番1地先 広面字大巻68番3地先	56.60	6.00
市道	八橋三和町9号線	八橋三和町130番2地先 八橋三和町130番1地先	53.50	6.00
市道	堂ノ前8号線	外旭川堂ノ前189番12地先 外旭川堂ノ前189番6地先	70.00	6.00
市道	泉馬場17号線	泉馬場189番2地先 泉馬場189番60地先	173.00	6.00 ～ 7.50

2 区域決定および供用開始の期日

平成22年12月27日

3 縦覧期間

平成22年12月27日から平成23年1月11日まで

秋田市告示第311号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年12月28日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成22年度市税督促状

秋田市告示第312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年12月28日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

仁井田東町町内会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行い、良好な地域社会の維持及び形成に努め、もって、住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事。
- (2) 区域内の清掃・美化など環境整備に関する事。
- (3) 集会所その他の資産の維持管理、運営に関する事。
- (4) 福祉・厚生に関する事。
- (5) 防火・防災・防犯及び交通安全に関する事。
- (6) 文化・体育・レクリエーション等に関する事。
- (7) その他の目的達成に必要な事。

3 区域

本会の区域は、次のとおりとする。

秋田市仁井田二ツ屋二丁目3番8号から23号まで、38号から42号までおよび52号から53号までの区域

秋田市仁井田二ツ屋二丁目4番7号から19号までの区域

秋田市仁井田二ツ屋二丁目5番8号から21号までの区域

秋田市仁井田二ツ屋二丁目6番9号から27号までの区域

秋田市仁井田二ツ屋二丁目7番6号から19号までの区域

秋田市仁井田二ツ屋二丁目11番7号から19号までの区域

秋田市仁井田福島一丁目1番7号から5番70号までの区域

秋田市仁井田福島一丁目12番5号から14号までおよび38号から45号までの区域

秋田市仁井田福島一丁目13番の区域

4 主たる事務所

本会の主たる事務所は、秋田市仁井田福島一丁目13番53号に置く。

5 代表者の氏名及び住所

鎌 田 仁

秋田市仁井田福島一丁目13番53号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日

平成22年12月28日

秋田市告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年12月28日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
柏 木 歯 科	秋田市広面字土手下41番地1	平成22年 10月15日
ア ッ プ ル 歯 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市八橋字イサノ25番地	平成22年 11月1日
太 田 眼 科	秋田市千秋久保田町3番21号	平成22年 11月25日
キャッスル歯科室	秋田市中通一丁目3番5号 秋田キャッスルホテル2F	平成22年 11月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
柏 木 歯 科	秋田市広面字近藤堰添112番地11	平成22年 10月14日
太 田 眼 科	秋田市中通二丁目4番15号	平成22年 11月24日

秋田市告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年12月28日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
三 楽 園 ヘル パ ー ス テ ー シ ョ ン	秋田市飯島字堀川84番地20	平成22年 10月1日
シ ョ ー ト ス テ イ さ る び あ (家 族 愛)	秋田市御所野元町一丁目1番16号	平成22年 11月15日
株 式 会 社 虹 の 街 企 画	秋田市川尻大川町10番26号	平成22年 12月1日

2 変更

名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
フ ォ ー エ バ ー ケ ア サ ー ビ ス セ ン タ ー	ケアサービス センター	フォーエバー ケアサービス センター	平成22年 11月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
福 祉 用 具 セ ン タ ー 虹 の 街	秋田市牛島西一丁目3番8号	平成22年 11月30日

秋田市告示第315号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規

定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり変更したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年12月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の 名 称	開設者の名称 および氏名	指定辞退 年月日
第65号	佐野薬局	株式会社 サノ・コー ポレーション 代表取締役 佐野元彦	平成22年 12月31日
第66号	佐野薬局広 面店	株式会社 サノ・コー ポレーション 代表取締役 佐野元彦	平成22年 12月31日

秋田市告示第316号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年12月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第153号	佐野薬局本 店	秋田市保戸野通町3番 31号	平成23年 1月1日
第154号	佐野薬局広 面店	秋田市広面字堤敷25番 地1	平成23年 1月1日

## 教 委 告 示

秋田市教委告示第17号

平成22年12月21日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成22年12月16日

秋田市教育委員会

委員長 藤 井 正 人

## 選 管 告 示

秋市選管告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成22年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽



- 1 50分の1の数 5,355人
- 2 3分の1の数 89,250人

秋市選管告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を変更したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

投票区名	区 域
秋田市第42投票区 (浜田地区コミュニティセンター)	浜田字家後129番地1、184番地および233番地3を除く。
秋田市第40投票区 (西部市民サービスセンター)	浜田字家後129番地1、184番地および233番地3を加える。
秋田市第99投票区 (三町内会公民館)	河辺和田字坂本北466番地および502番地1を除く。
秋田市第101投票区 (河辺総合福祉交流センター)	河辺和田字坂本北1番地1および494番地を除く。
秋田市第98投票区 (下諸井児童館)	河辺和田字坂本北1番地1、466番地、494番地および502番地1を加える。

秋市選管告示第40号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程（平成5年秋市選管告示第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号もしくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加える。

第1号様式第2条関係その1備考2中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

第2号様式第3条関係その1および備考3ならびに第3号様式第3条関係その1中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

第4号様式第5条関係その1中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式第5条関係その2中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加え、同様式第5条関係その2備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号もしくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式第5条関係その2備考2および備考3中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

第6号様式第6条関係その1備考1中「アラビア数字」の次に

「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号もしくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

秋市選管告示第41号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成22年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和34年秋市選管告示第29号）の一部を次のように改正する。

第21号様式表中備考を次のように改める。

備考

一 「第何号」には、候補者の届出順位を、「第何号の何」の「何」には一連番号を記載するものとする。

二 候補者の氏名欄には、その者について当該選挙の選挙長の認定した通称があるときは、その通称を記載するものとする。第21号様式裏一中「少なくとも1週間」を削り、同様式裏二中「寸法は、」の次に「おおむね」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋市選管告示第42号

秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年選管告示第6号）第2条第3項の規定に基づき、秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名を次のとおり告示する。

平成22年12月24日

秋田市選挙管理委員会

秋田市将軍野東三丁目4番34号

工 藤 任 国

農 委 告 示

秋田市農委告示第14号

平成22年12月20日午後3時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成22年12月13日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（13件）
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 4 農用地利用集積計画（平成22年度第8号）に関する件
- 5 競（公）売等適格証明申請に関する件（1件）

## 上下水道局告示

### 秋田市上下水道局告示第88号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月6日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日  
平成22年12月21日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域  
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。

#### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

委 託 名	委託箇所	履行期間	入 札 参 加 要 件
国指定名勝如斯亭庭園環境整備業務委託	秋田市旭川南町86番13外	着手日から平成23年3月28日まで	① 秋田県内において、文化財庭園（名勝）の整備に実績があること。 ② 文化財に指定されている伝統的な日本庭園（名勝）の保存に当たっている「文化財庭園保存技術者協議会」の準会員補以上の資格を有する造園技能士を有していること。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市に本社を有する業者で、秋田市の建設業者等級格付名簿において、造園業者として登録している者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

#### 2 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年12月13日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 県内における文化財庭園（名勝）整備の実績調査書（様式2（省略））（契約書の写しと履行内容が客観的に分かる資料を添付）

ウ 「文化財庭園保存技術者協議会」の準会員補以上の資格者であることを証する書類（会員証等の写しを添付）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年12月6日(月)から平成22年12月13日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目1番53号山王21ビル4F

4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別分流式

5 終末処理場の位置および名称  
別紙（省略）のとおり

6 縦覧場所の住所  
秋田市川尻みよし町14番8号

7 縦覧の期間  
平成22年12月7日から同月20日まで（土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

## 公 告

### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年12月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申請用紙 秋田市ホームページから入手すること。

#### 3 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成22年12月20日(月) 午前11時

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F  
秋田教育委員会文化振興室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成22年12月22日(水)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

#### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成22年12月16日(木)までに行う。



## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成22年12月6日(月)から同月17日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時とする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F  
秋田市教育委員会文化振興室

## 6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先  
秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4F  
秋田市教育委員会文化振興室  
電話 018-866-2246

## 秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147条）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成22年12月10日

秋田市長 穂 積 志

## 1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 4,700,000円
- (3) 見 積 価 額 46,600,000円

## 2 公売日時

- (1) 参加申込期間  
平成23年1月7日(金)午後1時から同月21日(金)午後11時まで
- (2) 入札期間  
平成23年1月27日(木)午後1時から同年2月3日(木)午後1時まで
- (3) 開札  
平成23年2月3日(木)午後1時

## 3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）

## 4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

## 5 売却決定日時

平成23年2月10日(木)午前10時

## 6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部納税課

## 7 買受代金納付期限

平成23年2月16日(木)午後2時30分

## 8 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

## 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。

## 10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

## 11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

## 12 権利移転に伴う費用

公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。

## 13 消費税の取扱い

土地付建物は、「非課税財産」と「課税財産」が混在する「混在財産」のため、見積価格に既に消費税相当額を含んでいる。

## 14 公売保証金

入札に当たり、公売保証金の納付が必要となる。

## 15 その他

- (1) 公売財産に入札しようとする者（以下「入札者」という。）は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
- (2) 入札は、入札期間中に1回のみ可能である。なお、1度行った入札については、入札者の都合による取消しや変更はできない。
- (3) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
- (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。
- (6) 公売財産の土地の一部は駐車場として、公売財産の建物の2階は事務所として1室のみ使用されているが、その賃貸借等の詳細については、不明である。
- (7) 公売財産の建物については、建築時期（昭和43年）、構造（鉄筋コンクリート）および用途（事務所）から吹付アスベスト等が使用されている可能性があり、アスベストの使用の詳細については、不明である。
- (8) 公売財産内の動産類を撤去する場合は、買受人が行うものとする。

## 秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147条）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成22年12月17日

秋田市長 穂 積 志

## 1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (3) 見 積 価 額 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

## 2 公売日時

- (1) 参加申込期間  
平成23年1月7日(金)午後1時から同月21日(金)午後11時まで
- (2) 入札  
平成23年1月27日(木)午後1時から同月30日(日)午後11時まで
- (3) 開札  
平成23年1月31日(月)午前10時

## 3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）

## 4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

## 5 売却決定日時

平成23年2月2日(木)午前10時

## 6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部納税課

## 7 買受代金納付期限

平成23年2月10日(木)午後2時30分

- 8 買受人についての資格その他の要件  
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出  
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期  
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期  
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 消費税の取扱い  
落札価額に消費税相当額を含む（平成20年6月6日の国税徴収法基本通達一部改正による。）。
- 13 その他
  - (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
  - (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
  - (3) いかなる理由があっても、引渡し財産の返品はできない。
  - (4) 文机（鍵付き）、テーブルワゴン（キャスター付き）、籐整理タンス（6段）、サイドボード、洋服タンス、リビングボード、石の置物については、直接引取りが可能であること。
  - (5) 秋田市は瑕疵担保責任を負わない。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成22年度第8号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成22年12月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号  
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成22年12月27日から平成23年1月20日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147条）第94条の規定に基づき、差押財産を公売に付するため、同法第95条および第99条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年12月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公売財産の内容
  - (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
  - (2) 見 積 価 額 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- 2 公売日時
  - (1) 参加申込期間  
平成23年1月7日(金)午後1時から同月21日(金)午後11時まで
  - (2) 入札  
平成23年1月27日(木)午後1時から同月30日(日)午後11時まで
  - (3) 開札  
平成23年1月31日(月)午前10時
- 3 公売場所 ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上

- のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）
- 4 公売方法 ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時 平成23年1月31日(月)午後3時
- 6 売却決定場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部国保年金課収納推進室
- 7 買受代金納付期限 平成23年2月10日(木)午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件 地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期 買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期 買受代金の全額を納付したとき。
- 12 消費税の取扱い 落札価額に含まれる。
- 13 その他
  - (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
  - (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
  - (3) いかなる理由があっても、引渡し財産の返品はできない。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年12月28日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
千葉 剛 史	中通総合病院 秋田市南通みその町3番15号
片 岡 英	片岡内科医院 秋田市泉三丁目17番17号

秋田市公告

秋田市マイタウン・バス笹岡線運行業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成22年12月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 業務概要
  - (1) 業務名  
秋田市マイタウン・バス笹岡線運行業務
  - (2) 業務内容  
本業務は、秋田市外旭川地区における路線バスの代替交通を運行するものである。
  - (3) 業務期間  
平成23年4月1日から同月30日まで
  - (4) 業務規模  
本業務に関する費用は、3,729,600円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。
- 2 参加資格  
プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満た

す者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない者であること。
- (3) 業務期間前までに道路運送法第4条の許可を取得できる者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお、従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 秋田市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部都市計画課交通政策室  
TEL 018-866-2085 FAX 018-866-8814  
E-mail ro-urim@city.akita.akita.jp
- (2) 実施要領の交付  
ア 交付期間 平成22年12月28日(火)から平成23年1月12日(水)まで  
イ 交付方法 実施要領は、秋田市都市整備部都市計画課交通政策室ホームページ（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/default1.htm>）からの入手を原則とする。また、担当部局においても希望者には直接交付する（直接交付は、午前9時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日までを除く。）。
- (3) 参加表明書の提出  
ア 提出期限 平成23年1月12日(水) 午後5時  
イ 提出場所 上記3(1)に同じ。  
ウ 提出方法 持参のみとする。  
エ 受付時間 土曜日、日曜日および祝日ならびに12月29日から1月3日までを除く日の午前9時から正午まで、ならびに午後1時から午後5時までとする。
- (4) 企画提案書の提出  
ア 提出期限 平成23年1月26日(水) 正午  
イ 提出場所 上記3(1)に同じ  
ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。郵送による提出の場合にあっては、提出期限までに必着のことにし、持参による提出の場合にあっては、提出期限の前日まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで限り受け付けるほか、提出期限の日においては、午前9時から正午まで受け付けるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第47号 雄物大橋専用橋配水管 および秋田南大橋送配	新屋町字三ツ小屋・新屋町字新町地先（雄物大橋）	平成23年 3月23日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市財政部契約課に塗装工事で登録していること。 ② 管の重防食施工の実績があること（元請・下請は問わない。）。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

- (1) 参加表明書を提出した者のうちから、秋田市マイタウン・バス運行事業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。
  - (2) 企画提案は、業者選定委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務請負予定者を特定するものとする。
- 5 その他
- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
  - (2) 提出された書類等は、返却しない。
  - (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
  - (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し、使用することができるものとする。
  - (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
  - (6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。
  - (7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
  - (8) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成22年12月1日付け秋田市指令第4176号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
鴻上市天王字追分15番地18  
アイホームプラザ株式会社  
代表取締役 渡 部 久 志
- 2 開発地域に含まれる地域の名称  
秋田市飯島川端一丁目128番1、150番4、152番1、155番1の内、155番4の内、157番、158番1および150番4地先道路、水路

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年12月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

水管重防食修繕	豊岩石田坂字上野地先 (秋田南大橋)	(基本的要件については、別に記載)
---------	-----------------------	-------------------

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
  - ウ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
  - エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
  - オ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
  - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成22年12月24日(金) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成22年12月27日(月)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年12月20日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
  - イ 施工実績調書（別記様式2（省略））および契約書の写し
  - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））および資格者証の写し
- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年12月10日(金)から同月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年12月21日(金)午後1時に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年12月10日(金)から平成22年12月22日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成22年12月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第17号	仮設給水 栓購入	秋田市上下水道局 (秋田市川尻みよし町14番8号)	平成23年 1月31日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成22年12月24日(金) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成22年12月27日(月)



- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年12月20日(月)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付  
申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年12月10日(金)から同月20日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
- 上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年12月21日(火)午後には通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年12月10日(金)から同月22日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 購入仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成22年12月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第18号	秋田市型マンホール蓋（枠付き） 購入その2	秋田市榎山登町12番43号（秋田市下水道川口 汚水中継ポンプ場内指定場所）	平成23年 2月25日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年1月12日(水) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年1月14日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年1月4日(木)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1））を提出すること。
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付  
申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年12月16日(木)から平成23年1月4日(木)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申込書、入札書、委任状等は、秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
- 上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年1月7日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年12月16日(休)から平成23年1月11日(休)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号	修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第48号	下水道管渠部分補修	新藤田治郎沢地内	平成23年3月25日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市財政部契約課に管渠更生工事で登録されていること。 ② 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者又は第二種酸素欠乏危険作業主任者が、現場に従事できること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年1月12日(休) 午前10時30分
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館2階 会議室(庁舎裏)
- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年1月14日(金)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。  
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以

- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
  - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成22年12月16日  
秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年1月4日(休)までに、次に掲げる書類(以下「申込書」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))  
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式2(省略))および資格者証の写し
- (2) 申込書の提出  
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付  
申込書は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成22年12月16日(休)から平成23年1月4日(休)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで  
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係  
ウ 申請用紙 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
  - (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
  - (3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年1月7日(金)に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項



(1) 閲覧期間は、平成22年12月16日(休)から平成23年1月11日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

